

様式第30の3（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

- 注1 サービスの種類の欄は、「DSLアクセスサービス」か「CATVアクセスサービス」のいずれかを記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。
- 2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。
- 4 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。